

生成 AI 活用推進業務委託仕様書

1 業務名

生成 AI 活用推進業務

2 目的

敦賀市の DX を更に加速し、市民サービスの向上や業務効率化を実現するために、職員が業務端末により生成 AI を利用できる環境を整え、実践的な生成 AI の活用促進と定着を目的とした運用支援を実施することで、生成 AI の業務への効果的な活用を推進することを本業務の目的とする。

生成 AI(RAG 機能を含む)を効果的に利活用することで、マニュアルの確認や文書作成などの職員の負担を軽減し、業務の質の向上と効率化の両立を目指す。

3 履行場所

敦賀市役所及び敦賀市防災センター

4 業務の内容

受注者は、次に掲げる業務を行う。なお、これらの業務の遂行において通常必要となる管理業務も含むものとする。

(1) 全体統括業務

本業務を円滑かつ効果的に実施するため、以下のとおり適切なプロジェクト管理体制を構築し、計画的かつ柔軟に業務を遂行すること。

ア 計画及び進捗管理

- ① サービス提供や支援の進捗状況や課題への対応状況については、定期的に本市に報告し、必要に応じて協議の上、計画の見直しを行うこと。

イ 体制及び人員

- ① 業務全体を統括する業務責任者を配置すること。
- ② 業務責任者には、生成 AI に活用支援に関する経験や専門的な知見を有する者を選定すること。

(2) 生成 AI サービス提供業務

生成 AI を活用した業務効率化及び利活用促進を目指し、機能要件一覧に定める機能を有した利用環境を提供すること。

サービスの利用開始日(想定)は令和7年10月1日とするが、初期構築に一定の時間が必要なシステムの場合は、想定日以後の利用開始でも可とするが、遅くとも11月中には利用開始するものとする。

(3)生成AI活用支援業務(職員研修)

職員の生成AIの基礎知識とシステムの操作方法を習熟できるよう、庁内での集合研修を実施すること。研修講師はオンラインでの参加も可とする。

対象	人数	時間・回数	主な内容
システム 利用職員	約60名程度	1.5 時間×1回以上 ※研修動画を提供 すること。	・生成AIの基礎知識 ・生成AIの注意点 ・システムの操作方法 ・RAGの機能説明 ・テンプレート機能等の説明 ・適切な質問、指示の方法
システム 管理者	約4名程度	3時間×1回程度	・アカウント管理、権限設定 ・RAG環境の設定 ・アップロード方法 ・テンプレートの登録方法等

研修に必要な資料の作成を行い、電子データで納品すること。

研修会場、研修会用資料の印刷、研修用パソコン、プロジェクター、スクリーン、インターネット環境は、別途本市が用意する。

本業務の目的を達成するために、有効な運用面でのサポート等があれば、提案内容に含めること。

5 想定利用規模及びサービス内容

サービスの利用規模やサービスの内容は以下を想定する。

(1)サービス利用者数

同時接続数は、20 ユーザー以上とし、ユーザー登録数は、500ユーザ以上とする。

(2)利用想定

調査業務、メール作成、文書校正・翻訳、挨拶文作成、議会答弁、マクロ作成等に利用する想定とする。

RAG 機能については、条例等、マニュアル、議会議事録など独自データを学習させ、業務内容の確認、市民からの問合せ対応、及び議会答弁素案作成等に活用することを想定する。

(3) サービス利用環境の整備

本市の LGWAN 接続系ネットワークの端末からの接続が可能となるようネットワーク環境の調整を行うこと。

(4) RAG 機能に関する技術的支援

システムの導入及び運用時には、下記の技術的支援を行うこと。

- ① RAG の対象とするデータ内容の精査と最適化の支援
- ② RAG ファイルへのアクセス権限に関する助言
- ③ 継続的な RAG コンテンツの取得や活用に対する助言と提案
- ④ 利用期間中における管理者からの技術的な問合せへの対応

6 成果物

成果物は利用開始日までに本市に提出し、確認を受けること。利用開始日以降に作成する資料については、本市が指定する日までに提出すること。

成果物は A4 用紙に印刷した紙媒体1部とデータでも納品すること。なお、データは、Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等のファイル形式とする。

(1) 提出物

- ① 操作マニュアル(利用者用・管理者用)
- ② 議事録(打合せ記録簿)
- ③ その他、業務で作成した資料等

7 その他留意事項

(1) 連絡調整

業務実施にあたり、本市と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。

(2) 業務提案

本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の目的を達成するためにより良い機能、手法またはアイデアがあるときは、発注者に対して積極的にこれを提案するものとする。

(3) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項(仕様変更、機能追加等)で協議の必要がある場合には、受託者は本市と協議を行うこと。